タイトル

災害救助法ってなに？適用されるとどうなるの？生活再建支援法って？

大きな災害があったとき、あなたの生活再建に関わる法律を解説

毎年、当たり前のように発生する大型の台風や大雨。近年は、九州・中国地方だけでなく関西・関東・東北にも襲来するようになりました。

また、内閣府の報告によると、首都直下地震や南海トラフ地震が発生した場合、何百万、何千万もの人が被災するともいわれている日本において、災害はもはや他人事ではありません。

そんな災害大国日本にお住まいの皆さん

今回は、大規模な災害に見舞われたときによく聞く、**災害救助法**と**生活再建支援法**について解説していきます。

〇　被災したけど、民間の保険に入っていなかった…。

〇　災害で壊れた家を直したい！

〇　借りているアパートが被災したんだけど、支援はあるの？

〇　お金はもらえるの？どんなものがもらえるの？

など、被災した時の家の修理・新たな住まい（新居・借家）の確保はもちろん、お金がもらえるのかなど、災害時、役所から何がもらえるのかが一気にわかります。

１．災害救助法と生活再建支援法（生活再建支援金）とは？誰が支援を受けられるの？

２．支援を受ける基準はどうやって決まっているの？（罹災証明書）

３．災害救助法でもらえるもの

４．生活再建支援法でもらえるもの

５．その他の支援

１．災害救助法と生活再建支援法（生活再建支援金）とは？誰が支援を受けられるの？

　まず、災害救助法・生活再建支援法（正式には被災者生活再建支援法）とも適用された都道府県・市町村（適用自治体）にのみ効力が発生するものです。どのような災害に見舞われたとしても、**法律が適用されなければ、後述の支援を受けることはできません**。

　また、昨今、災害救助法は災害発生時（被災中）すぐに適用されることがほとんどで、災害が止んだ後に適用されることは少ないです。一方で、生活再建支援法の適用については、災害が止み、被害の全容が明らかになった頃から２，３週間くらいまでに適用されることが多いです。

　そして、最大の差異は、**災害救助法では「現物」**が支給され、**生活再建支援法では「現金」**が支給されるという点です。現金の支給は明白ですが、「現物の支給」というのは聞きなれませんが簡単に言うと「物」がもらえるということです。家の修理をするのであれば、**修理代ではなく修理の契約**を役所がしてくれますし、アパートを借りるなら、**賃料ではなく、アパートの賃貸契約**を役所がするので、そこに住むことが出来る。ということです。

簡略化すると以下の通りです。

　                                      対象となる人                                                適用時期                           支援（もらえるもの）

災害救助法                       適用自治体に住んでいる人                         災害時、被災中                物（※役所が代わりに契約する）

生活再建支援法                適用自治体に住んでいる人                         災害後～２、３週間        お金

２．支援を受ける基準はどうやって決まっているの？（罹災証明書）

　しかし、法律が適用された地域（自治体）に住んでいる人は全員がそれぞれの支援を受けることが出来る訳ではなく、**罹災証明書**の**区分（全壊、大規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊））に応じた支援**を受けることが出来ます。罹災証明書の詳細な説明については、この場では譲りますが、概要は以下の通りです。

　〇お住まいの市町村（役所）で申請・取得することが出来ます。

　　大規模災害の時は、同時にたくさんの方が申請・取得するので時間に余裕があるときに行く、郵送が利用できないかなど役所に聞いてみましょう。

　〇住んでいる家が壊れた（住家が経済的な被害を受けた）とき、役所の人が調査に来る

　　壁や屋根の破損や、内部への浸水など、家財ではなく住んでいる家に被害がどの程度あったのかを証明するものです。どの程度の被害があったかは、役所の人が判定してくれます。

　〇基本的な判定の区分は５区分

**全壊、大規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）**に分類され、場合によっては、「床上浸水」や「床下浸水」などが記載されています。そのほかにも市町村によって、記載されている事項が異なります。

**◎罹災証明書は、アパートなどの賃貸に住んでいる方も取得することができます。そのため、持ち家でなくても自室に被害があった場合、判定の区分次第で支援を受けることができます。**

３．災害救助法でもらえるもの

　災害救助法が適用された市町村にお住まいの場合、罹災証明書の区分に応じ、以下の種類の支援を受けることが出来ます。前述のとおり、「現物」がもらえる制度なので、お金をもらえるわけではなく、役所が代わりに契約（購入、提供）してくれますので役所に相談しましょう。**自分で契約して、支払いなどをした場合は支援は受けられないので注意が必要です！**

　〇住宅の提供

罹災証明書：「半壊以上」（全壊、大規模半壊、半壊）

　最大で２年間、役所が準備した住宅に移り住むことが出来ます。入居に付随したお金（敷金や保険）もまとめて役所が面倒を見てくれるので、安心して暮らすことができます。しかし、２年間で、ご自身やご家族が新しく生活を立て直す地域や住居を決定し、新たな道に踏み出さなければなりません。もちろん、アパートなどに住んでいた方も対象になります。また、役所が準備する入居先も２通りあり、それぞれ特長があります。

≫民間賃貸≪

　・住宅の修理（後述）と併用ができます。

・住み慣れた住宅を手放したくない場合など、家を修理している間、一時的に居住し、住宅の修理が完了したら退去することができます。

≫仮設住宅≪

　　　・地域一体が被災した場合や、地域の民間賃貸では不足すると想定される場合に役所が作ります。

・被災地域が集団的に移るケースが多いことや同じような境遇を持つ被災者の方々が１つのコミュニティを作ることになるので心強いです。

　〇住宅の修理

罹災証明書：「準半壊以上」（全壊、大規模半壊、半壊、準半壊）

　　　被害を受けた部分を最大５９．５万円まで役所が修理してくれます。また、足りない部分は手出しをして契約をすることもできますが、グレードアップはできない仕組みとなっており、災害前復旧が原則となっています。修理をする業者を指定することはできますが、大規模な災害の場合、１つの業者に依頼が集中することもあり修理が遅れることも多いようです。

　〇学用品の提供

罹災証明書：「準半壊以上」の（全壊、大規模半壊、半壊、準半壊）又は「床上浸水」

　　　お子さんが災害で教科書などを失ってしまった場合、教材などを役所から支給されます。制服やランドセルなどは含まれず、修学に要する最低限のもののみが対象です。学校が窓口になって、手続きをしてくれることもあるようです。

４．生活再建支援法でもらえるもの

　生活再建支援法が適用された市町村にお住まいで、罹災証明書の区分が「全壊」又は「大規模半壊」である場合、被災者生活再建支援金が支給されます。最大で３００万円が支給されることもあり、大変心強い制度です。また、災害救助法と違い、「現金」でもらえる上、使い道も制限されていません。また、大きく分けて「基礎支援金」と「加算支援金」に分けられています。

　〇基礎支援金

　　住宅の被害が「全壊」又は「大規模半壊」と判定なった場合、最大で１００万円がもらえます。災害から１３ヶ月の間に申請をしなければなりません。

　〇加算支援金

　　基礎支援金をもらえる人で、住宅を「建設・購入」「修理」する場合、「賃貸」住宅に移り住む場合に最大で２００万円がもらえます。修理や入居が終わった後にもらえる制度なので、一度ご自身で支払いや契約を済ませる必要があります。こちらは、災害から３７ヶ月の間に申請が必要です。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 基礎支援金 | 加算支援金 | | 合計 |
| 全壊 | １００万円 | 建設・購入 | ２００万円 | ３００万円 |
| 修理 | １００万円 | ２００万円 |
| 賃貸 | ５０万円 | １５０万円 |
| 大規模半壊 | ５０万円 | 建設・購入 | ２００万円 | ２５０万円 |
| 修理 | １００万円 | １５０万円 |
| 賃貸 | ５０万円 | １００万円 |



５．その他の支援

その他の支援や自治体独自の制度についてもご紹介しておきますので、お住まいの役所にお尋ねください

○空き家の解体

○県や市からの見舞金

○税金の免除

●まとめ

いかがだったでしょうか。災害に見舞われたときは、何からはじめていいかわからないことも多いと思います。身分証の再発行やクレジットカードの停止、保険会社への連絡なども必要ですが、自分達が安心して住める場所を確保することで大きな安心が得られます。

ご意見、ご感想は問い合わせフォームまで